10章　共通条項の条項別解説　　第Ⅲ部　条項

輸出管理条項：許可が要るかは、相手方しか知らない

執筆　プロスパイア法律事務所　　最終更新日　2026年10月26日

一　この条項は何をしているのか

1　契約に書いても、許可は要る

外為法は、特定の貨物を特定の地域へ輸出しようとする者に、経済産業大臣の許可を受けることを義務づけています（注1）。技術の提供についても、同じ構造の規定があります（注2）。

この義務は、契約書に何を書いても消えません。相手方が「輸出には問題がない」と表明していても、許可なく輸出すれば違反です。制裁も重く、許可を受けずに輸出した者に対しては3年以内の期間を限って輸出等を禁止することができ、違反者が個人である場合には同じ期間、当該業務を担当する法人の役員となることを禁止することもできます（注3）。

では、条項は何のためにあるのか。

2　条項は、判断材料を取り付けるためにある

許可が要るかどうかを決める要件のうち、リスト規制は品目で決まります。品目の該非は、輸出する側が自分で調べられます。

問題はキャッチオール規制です。経済産業省は、これを補完的輸出規制と呼んでいます（注4）。リスト規制の対象外の品目であっても、用途や需要者に懸念がある場合に許可を要するという仕組みで、輸出者の判断が入ります。

その判断の材料が何かを、経済産業省が明示しています。

> 「知っている」とは、契約書等（輸出者が入手した文書等も確認）に記載されているか、対面、メール等により輸入者等から連絡を受けたか。（注5）

契約書が、要件該当性の判断材料として名指しされています。用途と需要者を知っているのは相手方であって、こちらではありません。輸出管理条項は、その情報を相手方から取り付けるための仕組みです。

二　よくある条項例

輸出管理を独立の条文とした取引基本契約書の書式があります。基本条文は次の形です。

> 第36条（輸出管理）
> 甲（＝買主）または乙（＝売主）は、外国為替及び外国貿易法（以下外為法という）を遵守するものとし、目的物に外為法で定める規制対象貨物または規制対象技術に該当するものが含まれている場合は、日本国政府の許可を得るものとする。なお、甲は、当該許可取得のために、乙に対し情報提供を求めることができるものとする。（注6）

「情報提供を求めることができる」で止まっているのが、この条項の弱点です。求められる側に応じる義務がなく、期限も様式もありません。三で見ます。

三　問題点

1　「法令を遵守する」だけでは意味がない

包括的な法令遵守条項で済ませている契約書があります。しかし、それでは足りません。包括的な法令遵守の条項を設けている場合でも安全保障輸出管理はその一つとして含まれており、米国輸出管理法や独占禁止法などを含んでいるものもありますが、**法令遵守は当然のことであり、法令遵守のために当事者の行うべき具体的内容や義務が入らないと本条項の意味はありません**（注7）。

遵守すると書いても、遵守できるようにはならない。必要なのは、判断に要る事実を出させる義務です。

2　確認義務を負うのは輸出者である

キャッチオール規制の確認は、輸出者がします。客観要件は、輸出者が「用途」または「需要者」の確認を行った結果、大量破壊兵器等または通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合に許可を必要とする仕組みで、前者を用途要件、後者を需要者要件と呼びます（注8）。

確認する義務はこちらにあり、確認に必要な事実は相手方が持っています。このねじれが、条項を要る理由です。

相手方が答えないなら、輸出しないという判断になります。条項に協力義務を書いておくと、答えないこと自体が契約違反になり、解除の足場ができます。

3　規制の範囲は動く

規制の中身を条項に書き写すと、改正のたびに直すことになります。**2025年4月9日に政令・省令・告示・通達が公布され、同年10月9日に施行されています（注4）。**

主な変更は次のとおりです（注9）。

対象地域	何が追加されたか
グループA国	インフォーム要件が追加された
一般国	特定品目について、用途要件と需要者要件が追加された
国連武器禁輸国	リスト規制品目以外の全品目（食料品・木材等を除く）について、需要者要件が追加された

通常兵器についての需要者要件が、一般国向けの特定品目にも追加されました（注9）。経済産業省は改正の趣旨を、本邦輸出者が安全保障上の懸念の高いリスト規制されていない汎用品を輸出する際、当該輸出が通常兵器の開発等に用いられる懸念が高いと自ら判断する場合に許可申請を義務付ける制度を新たに導入するものだ、と説明しています（注10）。

確認すべき事項は増える方向に動いています。

4　米国の規制まで及ぶことがある

日本法だけを見ていると足りない場面があります。米国の再輸出規制は、米国原産の貨物・技術が米国から輸出された後、輸出先から第三国に再輸出される場合に、当該特定国の規制が及ぶ制度です（注11）。これに加えて直接製品規制があり、米国原産の技術等を用いて米国外で製造された品目等についても、一定の要件の下で米国の輸出管理規制が及びます（注11）。

その帰結として、米国に事業拠点を持たない日本企業であっても、米国から製品を輸入している場合には、当該製品や当該製品を組み込んだ貨物を日本から輸出する際においても米国法のコンプライアンスが問題になり得ます（注11）。

この点を条項に落とした書式もあります。外国為替及び外国貿易法等、技術輸出に関する関連法規を遵守するものとし、米国輸出管理法等、外国の輸出関連法規が適用される場合にはそれらの法規も遵守する、という形です（注12）。

四　改善例

1　該非判定の責任と、通知の義務を書く

二の基本条文から進めるなら、次の形になります。

> 乙は、目的物または目的物に関連して甲から輸出される仕様書等の技術資料が関連法令等により規制されているかの判定（以下該非判定という）について責任を負うものとし、乙は納入に先立ち、その旨を甲に書面で通知するものとする。また、乙は、目的物の仕様変更、関連法令等の改正等により当該該非判定結果に変更が生じた場合には、ただちに変更理由を明示し、かつこれを証する書類を添えて、その旨を甲に通知するものとする。甲（＝買主）が目的物の該非判定について確認を求めた場合、乙はただちに該非判定の内容および理由を甲に書面で回答するものとする。（注13）

4つが書き分けられています。該非判定の責任の所在、納入前の通知、判定結果が変わったときの通知、確認への回答です。三の3で見た「規制は動く」への備えが、2つ目の通知義務にあたります。

2　「輸出」の意味を広く取る

輸出を次のように定義する条項例があります。

> 輸出（外国への持ち出し、商社等を通じた間接輸出、国内における非居住者への開示を含む）（注14）

3つ目が落ちやすい部分です。国内での開示でも、相手が非居住者なら規制が及びます。相手が居住者でも、外国法人や外国政府等との契約に基づきその指揮命令に服する者、外国政府等から多額の利益を得ている者、国内での行動について外国政府等の指示や依頼を受ける者（いわゆる「特定類型」。自然人に限ります）に技術を提供する取引は、特定国の非居住者に技術を提供する取引として扱われます。これは外為法25条1項の文言ではなく、経済産業省の通達によるものです（経済産業省「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項から第4項までの規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（平成4年12月21日4貿局第492号）1(3)サ）。外為法は、技術の提供を役務取引として規制しています（注2）。

3　答えないときに動けるようにする

用途や需要者を答えない、資料を出さない、通知を怠る。いずれも、それ自体を解除事由にしておきます。

別の条項例は、報告と資料提出を求める権利と、応じる義務を対にしています。目的物等が輸出入管理法令により規制対象となるか否かについての報告および資料提出を求めることができ、これにつき相手方はすみやかに応ずるものとする、という形です（注15）。二の基本条文が「求めることができる」で止まっていたのに対し、応じる義務が加わっています。

許可が下りなかった場合の扱いも決めておきます。輸出できないことが債務不履行になるのか、不可抗力として扱うのかは、条項がなければ争いになります。不可抗力条項

との関係は別稿（不可抗力条項の意義：帰責事由要件との関係）が扱います。

五　書き分けの分岐：自社が輸出者か、供給者か

売主側から出す変更例もあります。目的物が原則として日本国内仕様であり日本国外における保証や保守サービスが行われていないことを確認・同意させたうえで、買主は目的物を日本国内においてのみ販売するものとし、**売主の事前の書面による承諾を得ることなく自らまたは取引先を通じて目的物を輸出しない**、という組み方です（注16）。

輸出させない、という選択肢です。供給する側にとっては、該非判定の責任を負うより負担が軽くなります。

	輸出者になる側	部品・技術を供給する側
用途・需要者	開示させる。変更時の通知も	開示の範囲を限定する
該非判定	責任の所在を相手方に置く	責任を負わず、通知にとどめる
輸出そのもの	制限を受けない	**承諾なく輸出させない**（注16）
米国規制	米国原産品が含まれるかを確認する	含まれるなら告げる
許可が下りないとき	解除できるようにする	代金の精算を決めておく

六　まとめ

条項の部分	何のためにあるか
該非判定の責任	判定の主体を決める
納入前の通知	輸出の前に規制の有無を知る
変更時の通知	仕様変更と法令改正に追随する
報告・資料提出への応諾義務	用途要件・需要者要件の判断材料を得る
「輸出」の定義	非居住者への開示を取りこぼさない
違反時の解除	答えない相手から抜ける

この条項は、相手方を縛るためというより、こちらが判断できるようにするためにあります。外為法上の義務は、条項の有無にかかわらずこちらにかかるからです。

この条項の関連法令は、外為法48条・25条と、輸出貿易管理令別表第1・外国為替令別表の各項です（注17）。制裁・腐敗防止の条項は別稿（経済制裁・腐敗防止条項の広がり）が、不可抗力は別稿（不可抗力条項の意義：帰責事由要件との関係）が扱います。

参考文献等

（注1）外国為替及び外国貿易法48条1項
（注2）同25条1項
（注3）同53条1項・3項
（注4）経済産業省「補完的輸出規制の見直しについて（2025年10月9日施行）」
（注5）経済産業省「補完的輸出規制の見直しについて」（令和7年10月、貿易経済安全保障局）8頁・9頁
（注6）滝川宜信『取引基本契約書の作成と審査の実務〔第6版〕』（民事法研究会、2019）228頁の基本条文（第36条）
（注7）前掲注6・228頁
（注8）貞嘉徳＝高田翔行『経済安全保障×投資規制・貿易管理外為法Q&A』（中央経済社、2023）151頁
（注9）前掲注5・6頁
（注10）前掲注5・4頁
（注11）大川信太郎『企業法務のための経済安全保障入門』（中央経済社、2023）62頁
（注12）前掲注6・230頁の記載例70
（注13）前掲注6・231〜232頁の記載例70（安全保障輸出管理の例）
（注14）前掲注6・230頁および231頁の記載例70
（注15）前掲注6・231頁の記載例70（輸出管理の例）
（注16）前掲注6・228〜229頁の記載例69の変更例
（注17）前掲注6・232頁

ウェブ版　https://prospire-law.com/contract-knowledge/yushutsu-kanri-joko/
引用表記例　プロスパイア法律事務所「輸出管理条項：許可が要るかは、相手方しか知らない」契約法務ライブラリ（最終更新日2026年10月26日）

本稿は、契約法務に関する論点を一般的に整理したものであり、個別の事案についての法的助言ではありません。記載は最終更新日時点の法令・判例・文献に基づきます。ご相談は プロスパイア法律事務所 までお問い合わせください。